

令和4年度 第1回宜野湾市地域自立支援協議会

と き：令和4年6月16日（木）16時～

ところ：多目的会議室 B・C

式 次 第

進行 障がい福祉課
自立支援係 照屋 悟志

1. 開会あいさつ …… 福祉推進部長 岡田 洋代
2. 宜野湾市自立支援協議会とその運営について（資料 1）
3. 協議事項
 - （1）役員選出
 - （2）令和4年度活動方針・活動計画について（資料 2）
 - （3）専門部会の設置について
 - （4）部会長の指名
 - （5）医療的ケア児等支援協議会の設置について（資料 3）
 - （6）基幹相談支援センター設置について（資料 4）
4. その他

宜野湾市地域自立支援協議会委員名簿

	氏名	所 属	役職等	備 考
1	イワタ ナオコ 岩田 直子	沖縄国際大学	教 授	1号委員 学識経験者等
2	モトムラ マコト 本村 真	琉球大学	教 授	1号委員 学識経験者等
3	ナカンドカリ ミツル 仲村渠 満	宜野湾市社会福祉協議会	事務局長	5号委員 社会福祉団体
4	シンジョウ キョウコ 新城 清子	野嵩2区自治会	自治会長	10号委員 市民団体等
5	オオシロ セイジ 大城 盛治	宜野湾市商工会	事務局長	10号委員 市民団体等
6	ミヤギ テツヤ 宮城 哲哉	医療法人タピック	デイケア マネージャー	7号委員 保健・医療関係者
7	ナガイ レイコ 長位 鈴子	特定非営利活動法人沖縄県自立 生活センターイルカ	代 表	3号委員 障がい福祉サービス事業者
8	イサ トモキ 伊佐 智樹	社会福祉法人ハイジ福祉会障害 者支援施設グリーンホーム	施設長	3号委員 障がい福祉サービス事業者
9	ギ マ ユウチカ 儀間 佑力	社会福祉法人幸福義会 ピノキオ認定こども園	園 長	5号委員 社会福祉団体
10	キンジョウ トモコ 金城 智子	宜野湾市手をつなぐ親の会	会 長	5号委員 社会福祉団体
11	トヨザト ノリコ 豊里 教子	楽学喜サポート ACCENDO	施設長	3号委員 障がい福祉サービス事業者
12	ツハコ サトル 津波古 悟	中部圏域自立支援連絡会	中部圏域ア ドバイザー	5号委員 社会福祉団体
13	コウチ ムツコ 幸地 睦子	中部地区障害者就業・生活支援 センター 花灯	所 長	8号委員 雇用及び就労に関す る機関の関係者
14	クガイ アキコ 久貝 晶子	沖縄県発達障がい者支援センター がじゅまーる		3号委員 障がい福祉サービス事業者
15	ミヤギ タツヤ 宮城 竜也	宜野湾・中城地区宅地建物取引 業者会	会 長	10号委員 市民団体等
16	マツモト カツシ 松本 勝利	宜野湾市教育委員会指導部	次 長	11号委員 行政機関の職員
17	イサ マコト 伊佐 真	宜野湾市 健康推進部	次 長	11号委員 行政機関の職員
18	シマヅカ キミエ 島袋 喜美恵	宜野湾市 福祉推進部	次 長	11号委員 行政機関の職員

第 1 回宜野湾市自立支援協議会

1 開会のあいさつ …… 福祉推進部長 岡田 洋代

2 宜野湾市自立支援協議会とその運営について

※資料 1 参照

(1) 協議会の目的

自立支援協議会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）に位置付けられ、障害者総合支援法の理念を達成するため開催されます。障害のある方が地域で安心して生活するために、「人と人をつなぎ、地域の課題を地域で共有し、解決に向け地域で協働する場」です。障害福祉に関わる者に限らず、保健、医療、教育、就労、当事者、地域住民などありとあらゆる方が、地域づくりのために協議し取り組みます。

(2) 法的位置づけ

障害者総合支援法 89 条の 3 に位置づけられた、障害児者への支援の体制を整備するための情報共有・連携・協議を行う場です。

(3) 機能

自立支援協議会には、6 つの機能（情報機能、調整機能、開発機能、教育機能、権利擁護機能、評価機能）が示されています。自立支援協議会を開催する際は、これらの機能が果たせるよう意識して会議を開催する必要があります。

3 協 議

【協議事項 1】 役員選出について

宜野湾市地域自立支援協議会設置要綱第 6 条に基づき、本協議会の会長を委員の互選により選任します。会長を 1 名互選で選任します。その後、会長に選任された方が、副会長を指名します。

宜野湾市地域自立支援協議会設置要綱（令和 2 年 12 月 8 日 告示第 156 号）

（抜粋）

（委員の任期）

第 5 条 委員の任期は、3 年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第 6 条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選任し、副会長は、会長の指名により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

互選について

- (1) まず、立候補者を募ります。(自薦、他薦でも構いません。)
- (2) 自薦、他薦の意見が出ない場合は、事務局より推薦してよいかをお諮りいたします。(当日、事務局より口頭でご提案します)
- (3) 了承が得られれば、事務局より1名を推薦いたしますので、会でご承認いただきます。その後、会長に選任された方が、副会長を指名します。

【協議事項2】 令和4年度活動方針・活動計画(案)について

※資料2 参照

昨年度は、コロナ禍の中、感染拡大防止が最優先の特別な事情の中、自立支援協議会を開催できませんでした。

コロナ禍において、感染拡大防止を最優先に努めながら、出来ることをひとつひとつこなしながら、協議会を前進させられるよう協力して取り組みます。

今年度の協議会の活動方針を以下の2つ課題、8つの項目を掲げて取り組んでまいります。

1. 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の推進

- (1) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- (3) 福祉施設から一般就労への移行等
- (4) 相談支援体制の充実・強化等
- (5) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

2. 協議会の組織・機能の強化に向けた取り組み

- (1) 事務局会議機能の充実・強化に向けた取り組み
- (2) 定例会、各種会議、専門部会の充実
- (3) 個別支援会議の充実・情報集約

【協議事項 3】 専門部会の設置について

自立支援協議会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に位置付けられ、障害者総合支援法の理念を達成するため開催されます。障害のある方が地域で安心して生活するために、「人と人をつなぎ、地域の課題を地域で共有し、解決に向け地域で協働する場」です。障害福祉に関わる者に限らず、保健、医療、教育、就労、当事者、地域住民などありとあらゆる方が、地域づくりのために協議し取り組みます。

とりわけ、第 6 期障がい福祉計画及び第 2 期障がい児福祉計画を推進し、共有した地域の課題を分野別に検討する場として以下の専門部会の設置を提案します。

部 会 名	検討する課題
住まい・くらし部会	・地域生活支援拠点等の整備に向けた調査、検討 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた調査、検討 ・精神科病院や障害児・者入所施設退所後の地域移行促進の支援体制の構築 ・福祉避難所の設置に向けた調査、検討 など
就労部会	・一般就労の促進に向けた取り組み ・障害者優先調達の推進
権利擁護部会	・権利擁護、障がい福祉に関する理解促進、啓発事業の充実 ・成年後見制度の利用支援
保育・教育・療育部会	○障がい児支援の課題への取り組み ・医療的ケア児等の支援の充実

【協議事項 4】 部会長の指名

宜野湾市地域自立支援協議会設置要綱（令和 2 年 12 月 8 日 告示第 156 号） （抜粋） （専門部会） 第 9 条 協議会は、協議会の下に専門部会を置くことができる。 2 専門部会の設置は、協議会において協議し決める。 3 専門部会には、部会長を置き、部会長は、協議会委員の中から会長が指名する。この場合において、会長は、協議会へ部会長を報告する。 4 部会長の任期は、3 年以内とし、再任を妨げない。 5 副部会長及び専門部会の構成員は、部会長が指名し、協議会へ報告する。 6 専門部会の構成員は 10 名以内で構成する。 7 専門部会の構成員の任期は、1 年以内とし、再任を妨げない。 8 部会は、部会長が招集し、原則月 1 回開催する。 9 部会は、以下の事項に取り組む。 （1）専門分野における継続的な調査検討、研究及び連絡調整 （2）定例会から提起された課題の調査検討、研究及び連絡調整 （3）その他、協議会から提起された課題の調査検討、研究及び連絡調整 10 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会の構成員以外の者の出席を求め、その説明又
--

は意見を聞くことができる。

11 部会長は、専門部会の会議の経過及び結果を定例会及び障がい福祉課長へ報告する。

(ワーキング会議)

第 10 条 専門部会は、課題の調査検討及び研究に関して、ワーキング会議を設けることができる。

2 ワーキング会議の構成員は、専門部会の部会長が指名し第 11 条に規定する事務局会議へ報告する。

3 ワーキング会議は、専門部会から提起された事項について調査検討、研究し、専門部会へ結果を報告する。

会長より、設置した部会の会長を指名します。

【協議事項 5】 医療的ケア児等支援協議会の設置について

※資料 3 参照

【趣旨】

令和 3 年 9 月「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行に伴い、市は、医療的ケア児に係る施策を実施する責務を有することが明記され、市として医療的ケア児及びその家族に対する支援に取り組む必要があります。

本市では、令和 4 年度より医療的ケア児等支援事業を政策事業として採択しました。

【設置目的】

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和 3 年法律第 81 号）」に基づき、医療的ケア児及びその家族が心身の状況に応じた適切な支援を受けることにより地域において安心して生活できる体制を整備するため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が地域の課題や対応策について、意見交換を行い、又は情報共有を図ることを目的に宜野湾市医療的ケア児等支援協議会を設置する。

【役 割】 以下の事項を協議する機関

- (1) 医療的ケア児等とその家族の支援に係る課題や情報の共有に関する事項
- (2) 医療的ケア児等とその家族の支援に係る連携の強化に関する事項
- (3) 医療的ケア児等とその家族の支援に係る対応策の協議に関する事項
- (4) 医療的ケア児等とその家族の支援に係る地域の体制整備のほか、協議会の運営に関し市長が必要と認める事項

【協議事項 6】 基幹相談支援センター設置について

※資料 4 参照

1 基幹相談支援センターの目的

基幹相談支援センターは地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、以下の相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条の 2）と位置づけられている。

2 基幹相談支援センターの設置主体と設置方法

基幹相談支援センターの設置主体は市区町村である。また、市区町村から基幹相談支援センターが行う事業及び業務実施の委託を受けた一般相談支援事業を行う事業者又は特定相談支援事業（以下「一般相談支援事業者等」という。）を行う事業者も設置することができる。

また、市区町村単独ではなく、複数市区町村による設置も可能であり、人口規模や相談支援の体制、人材確保の状況等の地域の実情に応じた最も効果的な方法により設置することができる。

当面の間は、市が設置し運営する。障がい福祉課内に設置する。

3 業務内容

- (1) 総合的・専門的な相談支援の実施
- (2) 地域の相談支援体制の強化の取組
- (3) 地域移行・地域定着の促進の取組
- (4) 権利擁護・虐待の防止
- (5) 相談支援事業者の人材育成の支援に関する業務
- (6) 相談機関との連携強化に関する業務
- (7) 宜野湾市障がい者自立支援協議会への参画及び運営に関する業務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、障害者総合支援法第 77 条の 2 第 1 項に規定する事業及び業務に付随する業務

4 人員体制

障がい福祉課自立支援係担当主査を査察指導員（スーパーバイザー）として兼務、障がい福祉課自立支援係職員 1 名（社会福祉士）を主任相談支援員として兼務させ、相談支援専門員を 4 名（会計年度任用職員・社会福祉士等専門職）及び医療的ケア児等相談支援専門員（会計年度任用職員・看護師）1 名の合計 7 名体制で臨む。

査察指導員（兼務）	担当主査	社会福祉士
主任相談支援員（兼務）	主任主事	社会福祉士
相談支援員	会計年度任用職員	社会福祉士
相談支援員	会年年度任用職員	社会福祉士 精神保健福祉士
相談支援員	会計年度任用職員	精神保健福祉士 公認心理士
相談支援員	会計年度任用職員	社会福祉士
医療的ケア児コーディネーター	会計年度任用職員	看護師